

昭和四十七年法律第百十五号  
海上交通安全法

目次

第一編 第一章 総則	第一条 総則	第二章 交通方法	第三章 航路
第二節 航路	第一節 航路における一般的航法	第二節 特殊な船舶の航路における交通方法	第三節 航路ごとの航法
第四節 航路以外の海域における航法	第五節 危険防止のための交通制限等	第六節 灯火等	第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置
第八節 異常気象等時における措置	第九節 指定海域における措置	第十節 災害の防止	第十一節 雜則
二条 第三十五条	一、船舶水上輸送の用に供する船舟類をいう。	一、巨大船長さ二百メートル以上の船舶をいう。	一、漁ろう船等 次に掲げる船舶をいう。

（目的及び適用海域）	（目的及び適用海域）	（目的及び適用海域）	（目的及び適用海域）
第一条 この法律は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なうことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。	第一条 この法律は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なうことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。	第二条 この法律は、東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾のうち伊勢湾に接する海域を含む。）及び瀬戸内海のうち次の各号に掲げる海域以外の海域に適用するものとし、これららの海域と他の海域（次の各号に掲げる海域を除く。）との境界は、政令で定める。	第二条 この法律は、東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾のうち伊勢湾に接する海域を含む。）及び瀬戸内海のうち次の各号に掲げる海域以外の海域に適用するものとし、これららの海域と他の海域（次の各号に掲げる海域を除く。）との境界は、政令で定める。
二 港則法に基づく港以外の港である港湾に係る港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	二 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）	三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内の海域	三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内の海域
（避航等）	（避航等）	（避航等）	（避航等）
第三条 航路外から航路に入り、航路から航路外出、若しくは航路を横断しようとして、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）	第三条 航路外から航路に入り、航路から航路外出、若しくは航路を横断しようとして、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）	（航路航行義務）	（航路航行義務）

（航路航行義務）	（航路航行義務）	（進路を知らせるための措置）	（進路を知らせるための措置）
第一節 航路における一般的航法	第一節 航路における一般的航法	第二節 航路の横断の方法	第二節 航路の横断の方法
（避航等）	（避航等）	（航路への出入又は航路の横断の制限）	（航路への出入又は航路の横断の制限）
第三条 航路外から航路に入り、航路から航路外出、若しくは航路を横断しようとして、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）	第三条 航路外から航路に入り、航路から航路外出、若しくは航路を横断しようとして、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）	第三条 航路外から航路に入り、航路から航路外出、若しくは航路を横断しようとして、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）	第三条 航路外から航路に入り、航路から航路外出、若しくは航路を横断しようとして、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している船舶（漁ろう船等を除く。）
（速度の制限）	（速度の制限）	（航路の横断の方法）	（航路の横断の方法）
第五条 国土交通省令で定める航路の区間ににおいては、船舶は、当該航路を横断する場合を除き、当該区間にことに国土交通省令で定める速力（対水速力をいう。以下同じ。）を超える速力で航行してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。（追越しの場合の信号）	第五条 国土交通省令で定める航路の区間ににおいては、船舶は、当該航路を横断する場合を除き、当該区間にことに国土交通省令で定める速力（対水速力をいう。以下同じ。）を超える速力で航行してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。（追越しの場合の信号）	第六条 国土交通省令で定める航路の区間ににおいては、船舶は、当該航路を横断する場合を除き、当該区間にことに国土交通省令で定める速力（対水速力をいう。以下同じ。）を超える速力で航行してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。（追越しの場合の信号）	第六条 国土交通省令で定める航路の区間ににおいては、船舶は、当該航路を横断する場合を除き、当該区間にことに国土交通省令で定める速力（対水速力をいう。以下同じ。）を超える速力で航行してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。（追越しの場合の信号）

（航路外での待機の指示）	（航路外での待機の指示）	（汽笛信号を行なうときは、この限りでない）	（汽笛信号を行なうときは、この限りでない）
第十一条 船舶は、航路においては、びよう泊（びよう泊をしていてる船舶に対する保留を含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。（びよう泊の禁止）	第十一条 船舶は、航路においては、びよう泊（びよう泊をしていてる船舶に対する保留を含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。（びよう泊の禁止）	第六条 国土交通省令で定める航路の区間ににおいては、船舶は、当該航路を横断する場合を除き、当該区間にことに国土交通省令で定める速力（対水速力をいう。以下同じ。）を超える速力で航行してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。（追越しの場合の信号）	第六条 国土交通省令で定める航路の区間ににおいては、船舶は、当該航路を横断する場合を除き、当該区間にことに国土交通省令で定める速力（対水速力をいう。以下同じ。）を超える速力で航行してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。（追越しの場合の信号）
（航路外での待機の指示）	（航路外での待機の指示）	（汽笛信号を行なうときは、この限りでない）	（汽笛信号を行なうときは、この限りでない）
第十條の二 海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案し	第十條の二 海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案し	（汽笛信号を行なうときは、この限りでない）	（汽笛信号を行なうときは、この限りでない）

て、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令で定める場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必ずあると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

## 第二節 航路ごとの航法

(浦賀水道航路及び中ノ瀬航路)

**第十一條** 船舶は、浦賀水道航路をこれに沿つて航行するときは、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

**第十二条** 船舶は、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

**第十三条** 船舶は、中ノ瀬航路をこれに沿つて航行するときは、北の方向に航行しなければならない。

**第十四条** 船舶は、中ノ瀬航路をこれに沿つて航行しなければならない。

**第十五条** 船舶は、明石海峡航路をこれに沿つて航行するときは、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

**第十六条** 船舶は、備讃瀬戸東航路をこれに沿つて航行するときは、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

**第十七条** 宇高東航路又は宇高西航路をこれに沿つて航行している船舶は、備讃瀬戸東航路をこれに沿つて航行するときは、北の方向に航行しなければならない。

**第十八条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第十九条** 水島航路をこれに沿つて航行している船舶は、備讃瀬戸東航路をこれに沿つて航行するときは、北の方向に航行しなければならない。

**第二十条** 船舶は、来島海峡航路をこれに沿つて航行するときは、次に掲げる航法によらなければならぬ。

**第二十一条** 汽笛を備えている船舶は、次に掲げたる場合は、国土交通省令で定めるところにより

(備讃瀬戸東航路、宇高東航路及び宇高西航路)

讃瀬戸北航路をこれに沿つて西の方向に航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項、第十二条第一項、第十五条第一項前段及び第十八条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、当該他の船舶について適用しない。

**第十六条** 船舶は、備讃瀬戸東航路をこれに沿つて航行するときは、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

**第十七条** 船舶は、宇高東航路をこれに沿つて航行するときは、北の方向に航行しなければならない。

**第十八条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第十九条** 水島航路をこれに沿つて航行している船舶は、備讃瀬戸北航路をこれに沿つて西の方向に航行して、小島と波止浜との間の水道へ出ようとする船舶又は同水道から来島海峡航路に入つて西水道(以下「西水道」という。)を航行する。

**第二十条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第二十一条** 水島航路をこれに沿つて航行している船舶は、備讃瀬戸北航路をこれに沿つて西の方向に航行して、小島と波止浜との間の水道へ出ようとする船舶又は同水道から来島海峡航路に入つて西水道(以下「西水道」という。)を航行する。

**第二十二条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第二十三条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第二十四条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第二十五条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第二十六条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第二十七条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第二十八条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第二十九条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第三十条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第三十一条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第三十二条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第三十三条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第三十四条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第三十五条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第三十六条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第三十七条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第三十八条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第三十九条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第四十条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第四十一条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第四十二条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第四十三条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第四十四条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第四十五条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第四十六条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第四十七条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第四十八条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第四十九条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第五十条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第五十一条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第五十二条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第五十三条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第五十四条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第五十五条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

**第五十六条** 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

ばならない。この場合において、これらの航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。  
**第一項** 順潮の場合は來島海峡中水道(以下「中水道」という。)を、逆潮の場合は來島海峡西水道(以下「西水道」という。)を航行する。  
**第二項** ただし、これらの水道を航行している間に転流があつた場合は、引き続き当該水道を航行することができる。また、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする船舶又は同水道から來島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする船舶は、その他の船舶の四国側を航行すること。  
**第三項** 逆潮の場合は、國土交通省令で定める速力以上の速力で航行すること。  
**第四項** 前項第一号から第三号まで及び第五号の潮流の流向は、國土交通省令で定めるところによりして小島と波止浜との間の水道へ出ようとする場合又は同水道から來島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする場合は、その他の船舶の四国側を航行すること。  
**第五項** 逆潮の場合は、國土交通省令で定める速力以上の速力で航行すること。  
**第六項** 前項第一号から第三号まで及び第五号の潮流の流向は、國土交通省令で定めるところによりして小島と波止浜との間の水道へ出ようとする場合又は同水道から來島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする場合は、その他の船舶の四国側を航行すること。  
**第七項** 海上保安庁長官は、來島海峡航路において転流すると予想され、又は転流があつた場合において、同航路を第一項の規定による航法により航行することが、船舶交通の状況により、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると認めるととき、同航路をこれに沿つて航行し、又は航行しようとする船舶に対し、同項の規定による航法と異なる航法を指示することができる。この場合において、當該指示された航法によつて航行している船舶の船長(船長以外の者が船長に代わつてその職務を行ふべきときは、その者。以下同じ。)は、國土交通省令で定めるところにより、當該船舶の名称その他の國土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

信号を行わなければならない。ただし、前条第  
三項の規定により海上保安庁長官が指示した航  
法によつて航行している場合は、この限りでな  
い。

一 中水道又は西水道を来島海峡航路に沿つて  
航行する場合において、前条第二項の規定に  
よる信号により転流することが予告され、中  
水道又は西水道の通過中に転流すると予想さ  
れるとき。

二 西水道を来島海峡航路に沿つて航行して小  
島と波止浜との間の水道へ出ようとする時  
き、又は同水道から同航路に入つて西水道を  
同航路に沿つて航行しようとするとき。

2 来島海峡航路及びその周辺の国土交通省令で定  
める海域において航行する船舶について適用し  
ない。

### 第三節 特殊な船舶の航路における交通 方法の特則

(巨大船等の航行に関する通報)

**第二十二条** 次に掲げる船舶が航路を航行しよう  
とするときは、船長は、あらかじめ、当該船舶  
の名称、総トン数及び長さ、当該航路の航行予  
定期刻、当該船舶との連絡手段その他の国土交  
通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報し  
なければならぬ。通報した事項を変更すると  
きも、同様とする。

一 巨大船

二 巨大船以外の船舶であつて、その長さが航  
路ごとに国土交通省令で定める長さ以上の  
もの

三 危険物積載船(原油、液化石油ガスその他  
の国土交通省令で定める危険物を積載してい  
る船舶で総トン数が国土交通省令で定める総  
トン数以上のものをいう。以下同じ。)

四 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押  
して航行する船舶(当該引き船の船首から当  
該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から  
当該物件の先端までの距離が航路ごとに国土  
交通省令で定める距離以上となる場合に限  
る。)

#### (巨大船等に対する指示)

**第二十三条** 海上保安庁長官は、前条各号に掲げ  
る船舶(以下「巨大船等」という。)の航路に  
おける航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通  
の危険を防止するため必要があると認めるとき  
は、当該巨大船等の船長に対し、国土交通省令  
で定める距離以上となる場合に限る。)

で定めるところにより、航行予定時刻の変更、  
進路を警戒する船舶の配備その他当該巨大船等  
の運航に関し必要な事項を指示することができ  
る。

**第二十四条** 消防船その他政令で定める緊急用  
務を行うための船舶は、当該緊急用務を行うた  
めやむを得ない必要がある場合において、政令  
で定めるところにより灯火又は標識を表示して  
いるときは、第四条、第五条、第六条の二から  
第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、  
第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十  
一条第一項又は第二十一条第一項の規定による交  
通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をす  
ることができ、及び第二十条第四項の規定によ  
る通報をしないで航行することができる。

2 渔ろうに従事している船舶は、第四条、第六  
条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十  
五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)  
第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定に  
よる交通方法に従わないで航行することができる。  
3 第四十条第一項の規定による許可(同条第八  
項の規定によりその許可を受けることを要しな  
い場合には、港則法第三十一条第一項(同法第  
四十五条において準用する場合を含む。)の規  
定による許可)を受けて工事又は作業を行つて  
いる船舶は、当該工事又は作業を行つたためやむ  
を得ない必要がある場合において、第一二条第二  
項第三号ロの国土交通省令で定めるところによ  
り灯火又は標識を表示しているときは、第四  
条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十  
一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八  
条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二  
十二条第一項の規定による交通方法に従わない  
で航行し、又はびよう泊をすることができる。

2 渔ろうに従事している船舶は、第四条、第六  
条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十  
五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)  
第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定に  
よる交通方法に従わないで航行することができる。

3 第四十条第一項の規定による許可(同条第八  
項の規定によりその許可を受けることを要しな  
い場合には、港則法第三十一条第一項(同法第  
四十五条において準用する場合を含む。)の規  
定による許可)を受けて工事又は作業を行つて  
いる船舶は、当該工事又は作業を行つたためやむ  
を得ない必要がある場合において、第一二条第二  
項第三号ロの国土交通省令で定めるところによ  
り灯火又は標識を表示しているときは、第四  
条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十  
一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八  
条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二  
十二条第一項の規定による交通方法に従わない  
で航行し、又はびよう泊をすることができる。

2 渔ろうに従事している船舶は、第四条、第六  
条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十  
五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)  
第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交  
通方法に従わないで航行することができる。

3 第四十条第一項の規定による許可(同条第八  
項の規定によりその許可を受けることを要しな  
い場合には、港則法第三十一条第一項(同法第  
四十五条において準用する場合を含む。)の規  
定による許可)を受けて工事又は作業を行つて  
いる船舶は、当該工事又は作業を行つたためやむ  
を得ない必要がある場合において、第一二条第二  
項第三号ロの国土交通省令で定めるところによ  
り灯火又は標識を表示しているときは、第四  
条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十  
一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八  
条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二  
十二条第一項の規定による交通方法に従わない  
で航行し、又はびよう泊をすることができる。

2 渔ろうに従事している船舶は、第四条、第六  
条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十  
五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)  
第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交  
通方法に従わないで航行することができる。

3 第四十条第一項の規定による許可(同条第八  
項の規定によりその許可を受けることを要しな  
い場合には、港則法第三十一条第一項(同法第  
四十五条において準用する場合を含む。)の規  
定による許可)を受けて工事又は作業を行つて  
いる船舶は、当該工事又は作業を行つたためやむ  
を得ない必要がある場合において、第一二条第二  
項第三号ロの国土交通省令で定めるところによ  
り灯火又は標識を表示しているときは、第四  
条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十  
一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八  
条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二  
十二条第一項の規定による交通方法に従わない  
で航行し、又はびよう泊をすることができる。

2 渔ろうに従事している船舶は、第四条、第六  
条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十  
五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)  
第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交  
通方法に従わないで航行することができる。

3 第四十条第一項の規定による許可(同条第八  
項の規定によりその許可を受けることを要しな  
い場合には、港則法第三十一条第一項(同法第  
四十五条において準用する場合を含む。)の規  
定による許可)を受けて工事又は作業を行つて  
いる船舶は、当該工事又は作業を行つたためやむ  
を得ない必要がある場合において、第一二条第二  
項第三号ロの国土交通省令で定めるところによ  
り灯火又は標識を表示しているときは、第四  
条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十  
一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八  
条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二  
十二条第一項の規定による交通方法に従わない  
で航行し、又はびよう泊をすることができる。

2 渔ろうに従事している船舶は、第四条、第六  
条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十  
五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)  
第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交  
通方法に従わないで航行することができる。

3 第四十条第一項の規定による許可(同条第八  
項の規定によりその許可を受けることを要しな  
い場合には、港則法第三十一条第一項(同法第  
四十五条において準用する場合を含む。)の規  
定による許可)を受けて工事又は作業を行つて  
いる船舶は、当該工事又は作業を行つたためやむ  
を得ない必要がある場合において、第一二条第二  
項第三号ロの国土交通省令で定めるところによ  
り灯火又は標識を表示しているときは、第四  
条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十  
一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八  
条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二  
十二条第一項の規定による交通方法に従わない  
で航行し、又はびよう泊をすることができる。

2 渔ろうに従事している船舶は、第四条、第六  
条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十  
五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)  
第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交  
通方法に従わないで航行することができる。

3 第四十条第一項の規定による許可(同条第八  
項の規定によりその許可を受けることを要しな  
い場合には、港則法第三十一条第一項(同法第  
四十五条において準用する場合を含む。)の規  
定による許可)を受けて工事又は作業を行つて  
いる船舶は、当該工事又は作業を行つたためやむ  
を得ない必要がある場合において、第一二条第二  
項第三号ロの国土交通省令で定めるところによ  
り灯火又は標識を表示しているときは、第四  
条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十  
一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八  
条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二  
十二条第一項の規定による交通方法に従わない  
で航行し、又はびよう泊をすることができる。

2 渔ろうに従事している船舶は、第四条、第六  
条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十  
五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)  
第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交  
通方法に従わないで航行することができる。

3 第四十条第一項の規定による許可(同条第八  
項の規定によりその許可を受けることを要しな  
い場合には、港則法第三十一条第一項(同法第  
四十五条において準用する場合を含む。)の規  
定による許可)を受けて工事又は作業を行つて  
いる船舶は、当該工事又は作業を行つたためやむ  
を得ない必要がある場合において、第一二条第二  
項第三号ロの国土交通省令で定めるところによ  
り灯火又は標識を表示しているときは、第四  
条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十  
一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八  
条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二  
十二条第一項の規定による交通方法に従わない  
で航行し、又はびよう泊をすることができる。

2 渔ろうに従事している船舶は、第四条、第六  
条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十  
五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)  
第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交  
通方法に従わないで航行することができる。

3 第四十条第一項の規定による許可(同条第八  
項の規定によりその許可を受けることを要しな  
い場合には、港則法第三十一条第一項(同法第  
四十五条において準用する場合を含む。)の規  
定による許可)を受けて工事又は作業を行つて  
いる船舶は、当該工事又は作業を行つたためやむ  
を得ない必要がある場合において、第一二条第二  
項第三号ロの国土交通省令で定めるところによ  
り灯火又は標識を表示しているときは、第四  
条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十  
一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八  
条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二  
十二条第一項の規定による交通方法に従わない  
で航行し、又はびよう泊をすることができる。

2 渔ろうに従事している船舶は、第四条、第六  
条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十  
五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)  
第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交  
通方法に従わないで航行することができる。

3 第四十条第一項の規定による許可(同条第八  
項の規定によりその許可を受けることを要しな  
い場合には、港則法第三十一条第一項(同法第  
四十五条において準用する場合を含む。)の規  
定による許可)を受けて工事又は作業を行つて  
いる船舶は、当該工事又は作業を行つたためやむ  
を得ない必要がある場合において、第一二条第二  
項第三号ロの国土交通省令で定めるところによ  
り灯火又は標識を表示しているときは、第四  
条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十  
一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八  
条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二  
十二条第一項の規定による交通方法に従わない  
で航行し、又はびよう泊をすることができる。

(当該水道への出入の経路を含む。)を指定する  
ことができる。

2 海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然  
的条件、工作物の設置状況又は船舶交通の状況  
により、船舶の航行の安全を確保するために船  
舶交通の整理を行う必要がある海域(航路を除  
く。)について、告示により、当該海域を航行  
する船舶の航行に適する経路を指定することが  
できる。

3 第一項の水道をこれに沿つて航行する船舶又  
は前項に規定する海域を航行する船舶は、でき  
る限り、それぞれ、第一項又は前項の経路によ  
つて航行しなければならない。

**第五節 危険防止のための交通制限等**

2 渔ろうに従事している船舶は、第四条、第六  
条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十  
五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)  
第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定によ  
る交通方法に従わないで航行することができる。

3 第一項の水道をこれに沿つて航行する船舶又  
は前項に規定する海域を航行する船舶は、でき  
る限り、それぞれ、第一項又は前項の経路によ  
つて航行しなければならない。

**第六節 灯火等**

2 渔ろうに従事している船舶は、第四条、第六  
条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十  
五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)  
第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定によ  
る交通方法に従わないで航行することができる。

3 第一項の水道をこれに沿つて航行する船舶又  
は前項に規定する海域を航行する船舶は、でき  
る限り、それぞれ、第一項又は前項の経路によ  
つて航行しなければならない。

**第七節 船舶の安全な航行を援助するた  
めの措置**

2 船舶以外の物件を押して、航行し、又は停留  
するときは、当該引き船の船首から当該物件の  
後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件  
の先端までの距離が航路ごとに国土交通省令  
で定める距離以上となる場合に限る。)で航行  
し、又は停留している船舶(当該引き船の船  
尾から当該物件の後端まで又は当該押し船の  
船首から当該物件の先端までの距離が国土交  
通省令で定める距離以上となる場合に限る。)で  
航行し、又は停留している場合に限る。

**第二十九条** 海上衝突予防法第三十五条第四項の  
規定は、航路又は前条第一項の政令で定める海  
域ににおいて船舶以外の物件を引き又は押して  
航行し、又は停留している場合に限る。

2 航路又は前項の政令で定める海域において航  
行し、停留し、又はびよう泊をしている長さ十  
二メートル未満の船舶については、海上衝突予  
防法第二十七条第一項ただし書及び第七項の規  
定は適用しない。

**第三十条** 海上保安庁長官が提供する情報の聴取

2 巨大船及び危険物積載船の灯火等)を表示して  
はならない。

2 巨大船及び危険物積載船以外の船舶は、前項  
の灯火若しくは標識又はこれと誤認される灯火  
若しくは標識を表示してはならない。

**第二十八条** 航路又は政令で定める海域において航  
行し、又は停留している場合に限る。

2 航路又は前項の政令で定める海域において航  
行し、停留し、又はびよう泊をしている場合に限  
る。

**第二十九条** 海上衝突予防法第三十五条第四項の  
規定は、航路又は前条第一項の政令で定める海  
域ににおいて船舶以外の物件を引き又は押して  
航行し、又は停留している場合に限る。

2 船舶以外の物件を押して、航行し、又は停留  
するときは、その押す物件に国土交通省令  
で定める灯火を表示しなければ、これを押  
して、航行し、又は停留してはならない。ただ  
し、やむを得ない事由により当該物件に本文の  
灯火を表示することができない場合において、  
当該物件の照明その他その存在を示すために必  
要な措置を講じているときは、この限りでな  
い。

**第三十条** 海上保安庁長官は、特定船舶(第四条  
本文に規定する船舶であつて、航路及び当該航  
路の周辺特に船舶交通の安全を確保する必要  
があるものとして国土交通省令で定める海域を  
航行するものをいう。以下この条及び次条にお  
いては、当該巨大船等の船長に対し、国土交通省令  
で定める距離以上となる場合に限る。



の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複する海域を除く。）において工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者

三 海上保安庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしなければならない。

一 当該申請に係る行為が船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行われることにより船舶交通の妨害となるおそれがなくなると認められること。

三 当該申請に係る行為が災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。

四 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の期間を定め（同項第二号に掲げる行為については、仮設又は臨時の工作物に係る場合に限る。）、及び当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き当該許可に船舶交通の妨害を予防するため必要な条件を付することができる。

五 海上保安庁長官は、船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができます。

六 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は前項の規定により当該許可が取り消されたときは、速やかに当該工作物の除去その他の原状に回復する措置をとらなければならぬ。

七 国の機関又は地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含む。以下同じ。）が第一項各号

に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとする場合には、当該国機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもつて同項の規定による許可があつたものとみなす。

二 前号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）を含む。以下同じ。）をしようとする者

三 海上保安庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしなければならない。

一 当該申請に係る行為が船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行われることにより船舶交通の妨害となるおそれがなくなると認められること。

三 当該申請に係る行為が災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。

四 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の期間を定め（同項第二号に掲げる行為については、仮設又は臨時の工作物に係る場合に限る。）、及び当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き当該許可に船舶交通の妨害を予防するため必要な条件を付することができる。

五 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

六 前号に掲げる海域（港湾区域と重複する海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者

一 前条第一項第一号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者

二 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあつた日から起算して三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

三 海上保安庁長官は、第一項の届出に係る行為が船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められることがあります。

四 前条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

（航路等の海図への記載）

一 第四十一条第三項の規定により海上保安庁長官が指定するものには、第一条第二項の政令で定める境界、航路、指定海域、第五条、第六条の二及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央、第二十五条第一項及び第二項の規定により指定した経路並びに第二十八条第一項及び第三十条第一項の海域を記載するものとする。

二 第四十二条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三 第四十一条第六項の規定に違反して当該工作物の除去その他の原状に回復する措置をとらなかつた者

（海難が発生した場合の措置）

一 第四十三条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

二 第四十四条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三 第四十五条第一項及び第二項の規定により指定した経路並びに第二十八条第一項及び第三十条第一項の海域を記載するものとする。

（航路等を示す航路標識の設置）

一 第四十五条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

二 第四十六条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三 第四十七条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

四 第四十八条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

五 第四十九条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

六 第五十条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

七 第五十二条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

八 第五十三条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

九 第五十四条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

十 第五十五条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

十一 第五十六条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

十二 第五十七条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

十三 第五十八条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

十四 第五十九条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

十五 第六十条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

十六 第六十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

十七 第六十二条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

十八 第六十三条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

十九 第六十四条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

二十 第六十五条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

二十一 第六十六条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

二十二 第六十七条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

二十三 第六十八条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

二十四 第六十九条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

二十五 第七十条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

二十六 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

二十七 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

二十八 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

二十九 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三十 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三十一 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三十二 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三十三 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三十四 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三十五 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三十六 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三十七 第七十一条第一項の規定により命ずことができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三十八 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

三十九 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

四十 第七十一条第一項の規定により命ずることができる措置（第四号に掲げる者に対する船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずべく。

た経路を示すための指標となる航路標識を設置するものとする。

(交通政策審議会への諮問)

**第四十六条** 国土交通大臣は、この法律の施行に関する重要な事項については、交通政策審議会の意見を聽かなければならない。(権限の委任)

**第四十七条** この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めることにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めることにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

(行政手続法の適用除外)

**第四十八条** 第十条の二、第二十条第三項、第十三条第一項又は第三十九条の規定による处分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。(国土交通省令への委任)

**第四十九条** この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

**第五十条** この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

**第五十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定の違反となるような行為をした者  
二 第十条の二、第二十六条第一項、第三十二条第一項又は第三十九条の規定による海上保安官の処分に違反した者  
四 第四十三条第一項の規定に違反した者  
五 安全長官の処分の違反となるような行為をした者  
三 第二十三条の規定による海上保安官の違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条第一項の規定に違反したとき。

二 第四十一条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。

三 第四十二条第一項、第四十二条又は第四十条第三項の規定による海上保安庁長官の処分に違反したとき。

**第五十二条** 第四条、第五条、第九条、第十一一条、第十五条、第十六条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定の違反となるような行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第五十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条又は第二十七条第一項の規定の違反となるような行為をした者  
二 第二十二条又は第三十六条の規定に違反し、第二十二条又は第三十六条の規定に違反するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科す。

**第五十四条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条第二項又は前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科す。

**第五十五条** (施行期日) 附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十六条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

**第五十六条** (施行期日) 附 則 (昭和五九年一月六日法律第六二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第五十七条** (施行期日) 附 則 (昭和五九年二月二日法律第七九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第五十八条** (施行期日) 附 則 (昭和五九年五月一日法律第八十号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第五十九条** (施行期日) 附 則 (昭和五九年六月一日法律第八二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第六十条** (施行期日) 附 則 (昭和五九年七月一日法律第八三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第六十一条** (施行期日) 附 則 (昭和五九年八月一日法律第八四号) 抄

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**第六十二条** (施行期日) 附 則 (昭和五九年九月一日法律第八五号) 抄

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (昭和五八年四月五日法律第二二二号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十八年六月一日から施行する。

**第六十三条** (罰則に関する経過措置)

罰則の適用については、なお從前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

**第六十四条** 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**第六十五条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、千九百九十年の油による汚染及び附則第三条から第六条までの規定

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約(以下「条約」という)本文及び附属書Iが日本国について効力を生ずる日

書(以下「議定書」という)により千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約(以下「条約」という)本文及び附属書Iが日本国について効力を生ずる日

書(以下「議定書」という)により千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力を関する国際条約(以下「条約」という)本文及び附属書Iが日本国について効力を生ずる日から施行する。

**第六十六条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第三十六条及び附則第四条の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という)の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他のこの法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

**第六十七条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

**第六十八条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

**第六十九条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

**第七十条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

**第七十五条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

**第七十六条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

**第七十七条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**第七十八条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**第七十九条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**第八十条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**第八十一条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**第八十二条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**第八十三条** 附則第一号抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**第八十四条** 附則第一号抄

七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。

### 附 則（平成一八年六月一四日法律第六八号）抄

（施行期日）この法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

### 附 則（平成二一年七月三日法律第六九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 中海上交通安全法第二十六条第一項及び第二項の改正規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）

二 次条の規定 この法律の施行の日前の政令で定める日

第三条 この法律による改正後の港則法第三十六条の三第二項及び第三項並びに海上交通安全法第二十二条の規定による通報は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二八年五月一八日法律第四一号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年六月二日法律第五三号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）  
第二条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

### 附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）

別表	航路の名	所在海域
航路	浦賀水道	東京湾中ノ瀬の南方から久里浜湾沖に至る海域
航路	伊良湖水道	東京湾中ノ瀬の東側の海域
航路	中ノ瀬航	東京湾中ノ瀬の東側の海域
航路	明石海峡	明石海峡
航路	瀬戸内海	瀬戸内海のうち小豆島地蔵崎沖から豊島と男木島との間を経て小与島と小瀬居島との間
航路	瀬戸内海	居島との間に至る海域
航路	宇高東航	瀬戸内海のうち荒神島の南方から中瀬の西方に至る海域
航路	備讃瀬戸	瀬戸内海のうち大槌島の東方から神在鼻沖に至る海域
航路	瀬戸内海	瀬戸内海のうち小与島と小瀬居島との間から佐柳島と二面島との間に至る海域
航路	瀬戸内海	域で牛島及び高見島の北側の海域
航路	瀬戸内海	瀬戸内海のうち小与島と小瀬居島との間から二面島と粟島との間に至る海域
航路	瀬戸内海	瀬戸内海のうち水島港から葛島の方、濃地諸島の東方及び与島と本島との間を経て沙弥島の北方に至る海域
航路	瀬戸内海	瀬戸内海のうち大島と今治港との間から來島海峡を経て大下島の南方に至る